

第 4 章 準対象事業に係る簡易的環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4.1 簡易的環境影響評価の項目

4.1.1 環境に対する影響要因の抽出

本事業の実施により準対象事業実施区域及びその周囲の環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「影響要因」という）を抽出した。

三重県環境影響評価条例技術指針（平成 11 年 5 月 25 日、三重県告示第 274 号）（以下、「技術指針」という）の第 5 に基づき、実施予定の行為の内容に鑑みて該当の有無を検討した結果、工事の実施では、「重機の稼働」、「資材の運搬」、「樹木の伐採・処理」、「土地の造成」、「工作物の建設」及び「廃棄物の発生・処理等」が、施設の供用では、「造成地の存在」、「工作物の存在」、「工作物の供用・稼働」、「発生車両の走行」及び「エネルギーの使用」が抽出された。

4.1.2 簡易的環境影響評価の項目の選定

準対象事業に係る簡易的環境影響評価の項目は表 4.1.2-1 に示すとおりである。

技術指針の第 5 に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえ、影響要因ごとに影響の及ぶおそれのある環境の要素（以下、「環境要素」という）を検討した結果、「大気質」、「騒音」、「振動」、「水質（地下水の水質を除く）」、「地形・地質」、「陸生動物」、「陸生植物」、「水生生物」、「生態系」、「景観」、「廃棄物等」及び「温室効果ガス等」が選定された。

表 4.1.2-1(1) 簡易的環境影響評価の項目

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施										施設の供用											
				重機の稼働	資材の運搬	樹木の伐採・処理	土地の造成	発破	地盤改良	工作物の建設	既存工作物の改修・撤去	工事用道路の建設	土砂の採取	廃棄物の発生・処理等	造成地の存在	工作物の存在	土地の利用	工作物の供用・稼働	発生車両の走行	物質の使用・排出	廃棄物の発生処理	取水用水	エネルギーの使用	緑化	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	環境基準項目	二酸化硫黄(SO ₂)																					
				二酸化窒素(NO ₂)	○	○														○					
				浮遊粒子状物質(SPM)	○	○															○				
				一酸化炭素(CO)																					
				光化学オキシダント																					
				ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン																					
				微小粒子状物質(PM _{2.5})																					
				ダioxin類																					
		大防法規制対象物質・指定物質																							
		有害物質等																							
	粉じん等	○																							
	騒音	騒音	○	○																					
	振動	振動	○	○																					
	低周波音	低周波音																							
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等																							
	水環境	水質(地下水の水質を除く)	環境基準項目	水素イオン濃度																					
				水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)																			○		
				溶存酸素																					
				全窒素、全磷																					
				健康項目																					
排水基準項目		要監視項目																							
水質基準項目																									
水道水質基準監視項目、快適水質項目																									
濁り(浮遊物質)																									
塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導																									
水底の底質	環境基準項目																								
	排水基準項目																								
	要監視項目																								
	水底土砂の判定基準																								
	硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等																								
地下水の水質及び水位	環境基準項目																								
	排水基準項目																								
	要監視項目																								
	水質基準項目																								
	水道水質基準監視項目、快適水質項目																								
塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等																									

注1: は前項で抽出された影響要因及びそれにより影響の及ぶおそれのある環境要素を表す。

注2: 「○」は、簡易的環境影響評価の項目として選定したことを示す。

表 4.1.2-1(2) 簡易的環境影響評価の項目

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施								施設の供用													
			重機の稼働	資材の運搬	樹木の伐採・処理	土地の造成	発破	地盤改良	工作物の建設	既存工作物の改修・撤去	工事用道路の建設	土砂の採取	廃棄物の発生・処理等	造成地の存在	工作物の存在	土地の利用	工作物の供用・稼働	発生車両の走行	物質の使用・排出	廃棄物の発生処理	取水用水	エネルギーの使用	緑化	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	その他の環境	地形及び地質	地形及び地質																					
		地形及び地質	重要な地形及び地質			○																		
		地形及び地質	土地の安定性			○																		
		地盤	地盤沈下量																					
		土壌	環境基準項目（土対法）																					
		土壌	大気汚染防止法規制対象物質・指定物質																					
		日照障害	日影時間及び日影範囲																					
電波障害	電波の受信の状態																							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生態系	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○									○								
		陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落			○	○										○							
		水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落				○										○							
		生態系	地域を特徴付ける生態系	○	○	○	○																	
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場																						
		歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所																					
		景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観												○	○								
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物			○						○					○								
		温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○	○											○	○					○	
		オゾン層保護法規制対象物質																						
一般環境中の放射性物質	放射線の量	放射性物質濃度、空間線量率等																						

注1：□ は前項で抽出された影響要因及びそれにより影響の及ぶおそれのある環境要素を表す。

注2：「○」は、簡易的環境影響評価の項目として選定したことを示す。

4.1.3 簡易的環境影響評価項目の選定の理由

簡易的環境影響評価の項目の選定理由及び除外理由は表 4.1.3-1 に示すとおりである。

表 4.1.3-1(1) 簡易的環境影響評価項目の選定理由及び除外理由

影響要因	環境要素	検討結果	選定理由及び除外理由		
工事の実施	大気質	環境基準項目			
		二酸化硫黄	×	工事中に使用する重機及び資材運搬車両の燃料中に含まれる硫黄分については、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度（平成7年環境庁告示第64号）」に基づき規制が図られている。これらのことから、工事中に重機等から排出される二酸化硫黄は少なく、環境保全上の支障は生じないと考えられるため、影響評価項目から除外した。	
		二酸化窒素	○	工事に使用される重機等の稼働及び資材搬入等発生車両により排出される二酸化窒素・浮遊粒子状物質については、環境影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。	
		浮遊粒子状物質	○		
		微小粒子状物質 (PM2.5)	×	微小粒子状物質については、現状では知見が少なく環境影響については不明な部分が多い。また、予測手法も一般的に確立されていないことを考慮し、影響評価項目から除外した。	
		一酸化炭素	×	工事に使用される重機等の稼働及び資材搬入等発生車両により発生する可能性がある有害物質等としては、一酸化炭素、ベンゼン、炭化水素及び鉛化合物が挙げられるが、これらの物質のうち、ベンゼン及び鉛化合物は「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度（平成7年環境庁告示第64号）」に基づき、一酸化炭素及び炭化水素は「自動車排ガスの量の許容限度（昭和51年環境庁告示第1号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」に基づきそれぞれ規制が図られている。また、使用する重機及び工事用車両等には、積極的に低公害型性能を有するものを採用する。これらの理由から、工事の実施により排出されるそれら物質の環境への影響は小さいものと考え、影響評価項目から除外した。	
		光化学オキシダント	×		
		ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン	×		
		カイクシン類	×		
	大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質（有害物質等）	×			
	粉じん等	○	工事に使用される重機等の稼働による粉じんのまきあげについて、環境影響が想定されるため、評価項目として選定した。		
	重機の稼働	騒音	騒音	○	工事に使用される重機等の稼働及び資材搬入等発生車両の走行により発生する騒音・振動については、環境影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
	資材の運搬	振動	振動	○	
	樹木の伐採・処理	低周波音	低周波音	×	工事においては、低周波音の影響が想定される発破作業がないこと、また、使用する重機等には一般に市街地で使用される建設機械類及び低騒音型のものを採用するため、影響評価項目から除外した。
	土地の造成	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等	×	工事中は、悪臭を発生させる物質の持ち込み及び行為は行わないため、環境への影響は小さいものと考え、影響評価項目から除外した。
	工作物の建設	水質（地下水の水質を除く）	環境基準項目		
	廃棄物の発生・処理等		水素イオン濃度	×	工事の実施により水質に影響を及ぼすような排水は行わないため、影響評価項目から除外した。
			水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）	×	
			溶存酸素	×	
			全窒素、全磷	×	
			健康項目	×	
排水基準項目			×		
要監視項目			×		
水質基準項目			×		
水道水質基準監視項目、快適水質項目			×		
濁り（浮遊物質質量）		○	工事の実施により、降雨時には土砂流出による公共用水域への水の濁りが想定されるため、影響評価項目として選定した。		
塩分（塩素イオン）、水温、透視度（透明度）、色、濁度、電気伝導度等	×	工事の実施により水質に影響を及ぼすような排水は行わないため、影響評価項目から除外した。			
水底の底質	環境基準項目	×	工事中に河川の浚渫、河川の底質に影響を及ぼす行為は行わないため、影響評価項目から除外した。		
	排水基準項目	×			
	要監視項目	×			
	水底土砂の判定基準	×			
	硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等	×			

表 4.1.3-1(2) 簡易的環境影響評価項目の選定理由及び除外理由

影響要因	環境要素	検討結果	選定理由及び除外理由		
工事の実施	地下水の水質及び水位	環境基準項目	×	工事の実施においては、地下水の水質に影響を及ぼすような排水は行わない。また、深層部への大幅な切土は実施しないことから、水脈を分断することはないため、地下水への影響は小さいと考え、影響評価項目から除外した。	
		排水基準項目	×		
		要監視項目	×		
		水質基準項目	×		
		水道水質基準監視項目、快適水質項目	×		
		塩分(塩素イ)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等	×		
	地形地質及び	地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性	○	土地の造成等の工事に伴い切土・盛土法面が発生する。法面の安定性については「改訂 宅地開発等事業に関する技術マニュアル 平成30年度版」の三重県の基準及び三重県建築基準条例等を満たす設計及び施工とすることを前提とするが、重要な地形及び地質、土地の安定性への影響については影響評価項目として選定した。	
		地盤沈下量	×	本工事では地盤沈下の主な原因となる地下水の揚水は行わないため影響評価項目から除外した。	
	土壌	環境基準項目(土壌汚染対策法 特定有害物質)	×	土地の造成に際しては、場内で土量バランスを図ることとし、外部からの土壌の搬入及び搬出は予定していないことから、影響評価項目から除外した。	
		大気汚染防止法規制対象物質・指定物質	×	工事の実施において、上記(造成等による土地の形質変更)以外に、土壌汚染の原因となる行為および物質の排出はないため、影響評価項目から除外した。	
	日照障害	日影時間及び日影範囲	×	工事の実施において、準対象事業実施区域周辺に日照障害及び電波障害を発生させるような高層建築物の建設はないため、影響評価項目から除外した。	
	電波障害	電波の受信の状態	×		
	重機の稼働	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	○	工事の実施において、重機の稼働や、樹木の伐採・処理、土地の造成の影響要因が考えられ、陸生動物の生息環境への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
	資材の運搬	陸生植物	植物相、植生、重要な種及び群落	○	工事の実施において、樹木の伐採・処理や、土地の造成等の影響要因が考えられ、陸生植物の生育環境への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
	樹木の伐採・処理	水生生物	動物相、植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	○	土地の造成等の工事により、周辺河川への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
		生態系	地域を特徴付ける生態系	○	工事の実施において、重機の稼働や、樹木の伐採・処理、土地の造成等の影響要因が考えられ、地域の生態系への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
	土地の造成	人の活動	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	×	準対象事業実施区域の近隣には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないため、影響評価項目から除外した。
		歴史的遺産	史跡、名称、天然記念物及びこれらに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所	×	準対象事業実施区域内では埋蔵文化財は確認されていないため、影響評価項目から除外した。なお、工事実施時において化石などの埋蔵文化財などが確認された場合には、関係機関に報告することとする。
	工作物の建設	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	×	樹木の伐採・処理、工作物の建設等の工事の実施により、周辺の景観に影響を及ぼすことが想定されるが、工事としての影響は一時的であるため、影響評価項目から除外した。
		廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物	○	工事中に実施する樹木の伐採・処理、土地の造成等により、廃棄物の発生が想定されるため、影響評価項目として選定した。
廃棄物の発生・処理等	温室効果ガス等	温室効果ガス	○	樹木の伐採による吸収量の減少や、工事に使用される重機等の稼働及び資材搬入等発生車両の走行により発生する温室効果ガスについては、環境影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。	
		オゾン層保護法規制対象物質	×	工事中においては、オゾン層保護法に基づく規制対象物質の発生はないため、影響評価項目から除外した。	
放射線の量	放射性物質濃度、空間線量率等	×	土地の造成等の工事において、放射性物質が拡散・流出するおそれがないことから、影響評価項目から除外した。		

表 4.1.3-1(3) 簡易的環境影響評価項目の選定理由及び除外理由

影響要因	環境要素		検討結果	選定理由及び除外理由	
施設の供用	大気質	環境基準項目	二酸化硫黄	×	工作物の供用・稼働に伴い発生する関係車両等の燃料に含まれる硫黄分については、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度（平成7年環境庁告示第64号）」に基づき規制が図られている。このことから、それら車両の走行に伴う硫酸化物の影響は小さいため、影響評価項目から除外した。
		二酸化窒素	○	工作物の供用・稼働により二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出による影響が考えられるが、準対象事業実施区域の周辺に保全対象となる住居や施設は存在しないことからその影響は小さいと考え影響評価項目から除外した。	
		浮遊粒子状物質	○	なお、発生車両の走行により排出される二酸化窒素・浮遊粒子状物質については、環境影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。	
		微小粒子状物質 (PM2.5)	×	微小粒子状物質については、現状では知見が少なく環境影響については不明な部分が多い。また、予測手法も一般的に確立されていないことを考慮し、影響評価項目から除外した。	
		一酸化炭素	×	施設の供用時に左記に該当する有害物質を発生させ、かつ、周辺環境への影響を想定させるような施設は設置しないことから影響評価項目から除外した。	
		光化学オキシダント	×		
		ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン	×		
		ガイオキシン類	×		
		大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質 (有害物質等)	×	工作物の供用・稼働時において、想定する誘致企業から大気汚染防止法規制対象物質や指定物質の排出の可能性は小さいことから影響評価項目から除外した。	
		粉じん等	×	施設の供用時は、造成裸地のまま放置せず、緑化や舗装等の対策を適切に行うため、影響評価項目から除外した。	
	騒音	騒音	○	工作物の供用・稼働による騒音・振動の影響が考えられるが、準対象事業実施区域の周辺に保全対象となる住居や施設は存在しないことからその影響は小さいと考え影響評価項目から除外するとともに、誘致の際には騒音規制法、振動規制法の遵守を誘致条件とすることから、環境影響評価項目から除外した。	
	振動	振動	○	なお、工作物の供用・稼働時において、発生車両の走行による騒音・振動の発生が想定されるため、影響評価項目として選定した。	
	低周波音	低周波音	×	施設の供用時において、低周波音の影響が想定される施設を設置する計画はないため、影響評価項目から除外した。	
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等	×	令和3年度悪臭防止法施行状況調査（令和5年3月、環境省水・大気環境局大気生活環境室）によると、悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情は全国で4,592件であり、このうちプラスチック工場は28件（約0.61%）、輸送用機械器具製造工場は28件（約0.61%）、その他の機械製造工場は16件（約0.35%）と極めて少ないことから、影響が生じる可能性は低いと想定されるため、影響評価項目から除外した。	
	水質（地下水の水質を除く）	環境基準項目	水素イオン濃度	×	施設の供用時には、関係者の生活排水及び工場排水が合併浄化槽により処理され排出される計画である。しかし、関係者の生活排水は浄化槽により適正に処理をして排出し、工場排水については、排水基準を遵守する計画である。しかしながら、周辺には既に本事業と類似する工業団地が複数存在しており、下流河川への負荷の増大となることから、下流河川への富栄養化（BOD）に関して影響評価項目として選定した。有害項目等、それ以外の項目については、当該物質の持ち込み及び使用する施設を設置しないため、影響評価項目から除外した。
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	○		
		溶存酸素	×		
		全窒素、全磷	×		
		有害物質等	×		
		排水基準項目	×		
		要監視項目	×		
		水質基準項目	×		
		水道水質基準監視項目、快適水質項目	×		
水の濁り（浮遊物質）		×			
塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等	×				
水底の底質	環境基準項目	×	施設の供用時に排出される排水は、合併浄化槽により処理される生活排水及び排水基準を遵守した工場排水のみであるため、影響評価項目から除外した。		
	排水基準項目	×			
	要監視項目	×			
	水底土砂の判定基準	×			
	硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等	×			

表 4.1.3-1(4) 簡易的環境影響評価項目の選定理由及び除外理由

影響要因	環境要素		検討結果	選定理由及び除外理由
施設の供用	地下水の水質及び水位	環境基準項目	×	施設の供用時に排出される排水のうち、関係者の生活排水は浄化槽により適正に処理をして排出し、工場排水については排水基準を遵守するよう処理をし、下水管を通じて下流河川へ放流する計画であることから、施設からの排水が地下に浸透し、地下水に影響を及ぼす可能性は小さいものと考え、影響評価項目から除外した。
		排水基準項目	×	
		要監視項目	×	
		水質基準項目	×	
		水道水質基準監視項目、快適水質項目	×	
		塩分(塩素イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等	×	
	地形地質及び	地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性	×	施設の供用において、地形及び地質、土地の安定性等に影響を与えるような行為は行わないことから、影響評価項目から除外した。
	地盤	地盤沈下量	×	工作物の供用・稼働に伴い地下水の揚水も一部で実施する計画であるものの、既存資料より事業実施区域内には軟弱な粘性土の存在は想定されず、また揚水に当たっては深井戸の設置とし、第三紀層からの取水とすることから、地盤沈下は生じにくいと考えられるため影響評価項目から除外した。
	土壌	環境基準項目(土壌汚染対策法 特定有害物質)	×	施設の供用により、準対象事業実施区域(周辺)の土壌環境への影響を及ぼすような行為は行わないため、影響評価項目から除外した。
		大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等)	×	施設の供用において、土壌汚染の原因となる行為および物質の排出はないため、影響評価項目から除外した。
	日照障害	日影時間及び日影範囲	×	施設の供用において、準対象事業実施区域周辺に日照障害を発生させるような高層建築物の設置はないため、影響評価項目から除外した。
	電波障害	電波の受信の状態	×	施設の供用において、準対象事業実施区域周辺に電波障害を発生させるような行為は行わないため、影響評価項目から除外した。
	陸生動物	動物相、重要な種及び注目すべき生息地	○	工作物の供用・稼働により陸生動物の生息環境への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
		植物相、植生、重要な種及び群落	○	工作物の供用・稼働により陸生植物の生育環境への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
	水生生物	動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落	○	工作物の供用・稼働により水生生物への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
		生態系	地域を特徴付ける生態系	×
	人の活動	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	×	準対象事業実施区域の近隣には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないため、影響評価項目から除外した。
	歴史的遺産	史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所	×	施設の供用において、埋蔵文化財等に影響を及ぼすような行為は行わないため、影響評価項目から除外した。
	景観	主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観	○	造成地の存在及び工作物の存在により眺望点からの眺望への影響が想定されるため、影響評価項目として選定した。
	廃棄物等	一般廃棄物、産業廃棄物	○	工作物の供用・稼働(事業活動)による廃棄物の発生が想定されるため、影響評価項目として選定した。
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	工作物の供用・稼働、発生車両の走行及びエネルギーの使用による温室効果ガスの発生が考えられるため、影響評価項目として選定した。	
	オゾン層保護法規制対象物質	×	施設の供用において、オゾン層保護法に基づく規制対象物質の発生はないため、影響評価項目から除外した。	
放射線の量	放射性物質濃度、空間線量率等	×	放射性物質に汚染された廃棄物を受け入れるような行為はないことから、影響評価項目から除外した。	

注) 対象項目で「○」は、本事業で環境影響評価の項目として選定する項目。
対象項目で「×」は、本事業で環境影響評価の項目として選定しない項目。

4.2 簡易的環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

4.2.1 大気質

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.1-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において大気質に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.1-1 調査の手法

調査すべき情報	調査項目	調査手法	調査地域・調査地点	調査期間等
環境基本法の大気汚染に係る環境基準が設定されている項目の濃度の状況 (SPM、NO ₂)	大気汚染の状況	＜既存資料等の収集・整理＞ 「三重県サステナビリティレポート」及び「環境白書」(三重県)	＜調査地域＞ 準対象事業実施区域及びその周囲 ＜調査地点＞ ・大気汚染の状況 最寄りの一般局(桑名上野) 最寄りの自排局(国道 258 号桑名)	平成 30～ 令和 4 年度 (5 年間)
粉じん等の状況	気象の状況	＜既存資料等の収集・整理＞ 「過去の気象データ」(気象庁ホームページ)	・気象の状況 最寄りの気象観測所(桑名地域気象観測所)	令和 4 年度
	交通量の状況	＜現地調査＞ 目視による確認 (上下車線別調査)	＜現地調査＞ ・交通量の状況 準対象事業実施区域に隣接する県道上の 1 地点	24 時間×1 回
その他の情報	配慮が必要な施設の分布状況	既存資料等の収集・整理	＜調査地域＞ 準対象事業実施区域及びその周囲	令和 4 年度

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.1-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において大気質に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている大気拡散モデルによる理論計算または事例の引用もしくは解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.1-2 予測の手法

影響要因		予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事の実施	重機の稼働	環境基本法の大气汚染に係る環境基準が設定されている項目の濃度への影響 (SPM、NO ₂)	大气拡散モデルによる理論計算 (ブルーム式・パフ式)	準対象事業実施区域に隣接する集落内の近傍住居2地点	工事の実施による影響が最大となる時期
	重機の稼働	粉じん等への影響 (降下ばいじん量)	事例の引用または解析による方法	準対象事業実施区域周辺	
	資材の運搬	環境基本法の大气汚染に係る環境基準が設定されている項目の濃度への影響 (SPM、NO ₂)	大气拡散モデルによる理論計算 (ブルーム式・パフ式)	準対象事業実施区域に隣接する県道・市道上の2地点	
施設の供用	発生車両の走行	環境基本法の大气汚染に係る環境基準が設定されている項目の濃度への影響 (SPM、NO ₂)	大气拡散モデルによる理論計算 (ブルーム式・パフ式) (他事業との複合影響についても情報収集を可能な範囲で行った上で予測を実施)	準対象事業実施区域に隣接する県道・市道上の2地点	施設の稼働が定常状態となる時期

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.1-3 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において大気質に係る特別な条件等がないことから、技術指針等に示されている手法を用いることとした。

表 4.2.1-3 評価の手法

影響要因	評価項目	評価手法
工事の実施	造成工事等の重機の稼働による影響 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	①環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果を踏まえ、大気質に関する影響が実行可能な範囲内で回避または低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかどうか評価する。 ②基準または目標との整合性の検討 国または地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、大気質に関する基準または目標と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうか検討する。
	造成工事等の重機の稼働による影響 ・粉じん等 (降下ばいじん)	
	資材搬入等工事関係車両の走行による影響 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	
施設の供用	発生車両の走行による影響 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	

4.2.2 騒音

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.2-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において騒音に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.2-1 調査の手法

調査すべき情報	調査項目	調査手法	調査地域・調査地点	調査期間等
環境騒音	一般環境騒音	〈既存資料等の収集・整理〉 「三重県サステナビリティレポート」(三重県)等	〈調査地域〉 準対象事業実施区域及びその周囲	令和4年度
道路交通騒音	道路交通騒音	〈既存資料等の収集・整理〉 「三重県サステナビリティレポート」(三重県)等	〈調査地域〉 準対象事業実施区域及びその周囲	24時間×1回
		〈現地調査〉 JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」	〈現地調査〉 ・道路交通騒音の状況 準対象事業実施区域に隣接する県道・市道上の2地点	
	交通量の状況等	〈現地調査〉 目視による確認 (上下車線別調査)	〈現地調査〉 ・交通量の状況 準対象事業実施区域に隣接する県道上の1地点	
その他の情報	配慮が必要な施設の分布状況	既存資料等の収集・整理	〈調査地域〉 準対象事業実施区域及びその周囲	令和4年度

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.2-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において騒音に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている音の伝搬理論に基づく予測式による理論計算または事例の引用もしくは解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.2-2 予測の手法

影響要因		予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事の実施	重機の稼働 工作物の建設	造成工事等の 重機の稼働による影響 ・騒音レベル (L_{A5})	日本音響学会提案式 等の伝搬理論を用いた 予測の手法	準対象事業実施区域敷 地境界	工事の実施 による影響 が最大となる 時期
	資材の運搬	資材搬入車両 等の走行による影響 ・騒音レベル (L_{Aeq})	「道路環境影響評価 の技術手法」に基づく 手法	準対象事業実施区域に 隣接する県道・市道上の 2地点	
施設の供用	発生車両の走行	発生車両の走 行による影響 ・騒音レベル (L_{Aeq})	「道路環境影響評価 の技術手法」に基づく 手法(他事業との複合 影響についても情報 収集を可能な範囲で 行った上で予測を実施)		施設の稼働 が定常状態 となる時期

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.2-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、調査及び予測の結果と環境基準及び規制基準との間に整合が図られているかどうかを検討するとともに、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.2-3 評価の手法

影響要因	評価項目	評価手法
工事の実施	造成工事等の重機の稼働による影響 ・騒音レベル (L_{A5})	①環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果を踏まえ、騒音に関する影響が実行可能な範囲内で回避または低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかどうか評価する。 ②基準または目標との整合性の検討 国または地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、騒音に関する基準等と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうか検討する。
	資材搬入車両等の走行による影響 ・騒音レベル (L_{Aeq})	
施設の供用	発生車両の走行による影響 ・騒音レベル (L_{Aeq})	

4.2.3 振 動

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.3-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.3-1 調査の手法

調査すべき情報	調査項目	調査手法	調査地域・調査地点	調査期間等
環境振動	一般環境振動	〈既存資料等の収集・整理〉 「三重県サステナビリティレポート」(三重県)等	〈調査地域〉 準対象事業実施区域及びその周囲	令和4年度
道路交通振動	道路交通振動	〈既存資料等の収集・整理〉 「三重県サステナビリティレポート」(三重県)等	〈調査地域〉 準対象事業実施区域及びその周囲	24 時間×1 回
		〈現地調査〉 JIS Z 8735「振動レベル測定方法」	〈現地調査〉 ・道路交通振動の状況 準対象事業実施区域に隣接する県道・市道上の2地点	
	交通量の状況等	〈現地調査〉 目視による確認 (上下車線別調査)	〈現地調査〉 ・交通量の状況 準対象事業実施区域に隣接する県道上の1地点	
その他の情報	配慮が必要な施設の分布状況	既存資料等の収集・整理	〈調査地域〉 準対象事業実施区域及びその周囲	令和4年度

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.3-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた理論計算または事例の引用もしくは解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.3-2 予測の手法

影響要因		予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事の実施	重機の稼働 工作物の建設	造成工事等の 重機の稼働による影響 ・振動レベル (L_{10})	「道路環境影響評価の技術手法」に基づく手法	準対象事業実施区域 敷地境界1地点	工事の実施による影響が最大となる時期
	資材の運搬	資材搬入車両等の走行による影響 ・振動レベル (L_{10})		準対象事業実施区域に隣接する県道・市道上の2地点	
施設の供用	発生車両の走行	発生車両の走行による影響 ・振動レベル (L_{10})	「道路環境影響評価の技術手法」に基づく手法 (他事業との複合影響についても情報収集を可能な限りで行った上で予測を実施)		施設の稼働が定常状態となる時期

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.3-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、調査及び予測の結果と環境基準及び規制基準との間に整合が図られているかどうかを検討するとともに、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.3-3 評価の手法

影響要因	評価項目	評価手法
工事の実施	造成工事等の重機の稼働による影響 ・振動レベル (L_{10})	①環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果を踏まえ、振動に関する影響が実行可能な範囲内で回避または低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかどうか評価する。 ②基準または目標との整合性の検討
	資材搬入車両等の走行による影響 ・振動レベル (L_{10})	
施設の供用	発生車両の走行による影響 ・振動レベル (L_{10})	国または地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、振動に関する基準等と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうか検討する。

4.2.4 水質（地下水の水質を除く）

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.4-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において水質に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.4-1 調査の手法

調査項目	調査手法	調査地域・調査地点	調査期間等
浮遊物質（SS） 生活環境項目等	〈既存資料等の収集・整理〉 水環境総合情報サイト （環境省ホームページ）	準対象事業実施区域 及びその周囲	平成 29 年～令和 3 年度
降水量	〈既存資料等の収集・整理〉 気象庁ホームページ		令和 4 年 平成 3 年～令和 2 年
流量	〈現地調査〉 「水質汚濁に係る環境基準について （昭和 46 年、環境庁告示第 59 号） 等に定める測定方法により調査す る。	準対象実施区域から の排水が流入する肱 江川 1 地点	令和 6 年 1 月

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.4-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において水質に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.4-2 予測の手法

影響要因	予測項目	予測手法	予測地域・予測地点	予測対象時期等	
工事の 実施	土地の造成	浮遊物質（SS）	工事中における濁水 防止対策等の環境保 全措置内容により定 性的に予測する手法	準対象事業実施区域 の排水が流入すると 想定される肱江川	工事の実施によ る影響が最大と なる時期
施設 の 供 用	工作物の供 用・稼働	生活環境項目	排水量と流入の河川 の流量との比較によ り定性的に予測する 手法		施設の稼働が定 常状態となる時 期

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.4-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.4-3 評価の手法

影響要因	評価項目	評価手法
工事の実施	土地の造成等に伴う濁水の影響 ・浮遊物質量 (SS)	①環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果を踏まえ、水質に関する影響が実行可能な範囲内で回避または低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかどうか評価する。
施設の供用	工作物の供用・稼働に伴う影響 ・生活環境項目	②基準または目標との整合性の検討 国または地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、水質に関する基準等と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうか検討する。

4.2.5 地形・地質

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.5-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において地形・地質に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.5-1 調査の手法

調査項目	調査手法	調査地域・調査地点
地形・地質の状況 重要な地形及び地質	既存資料等の収集・整理	準対象事業実施区域及びその周囲

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.5-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において土壌に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている予測の基本的な手法とした。

表 4.2.5-2 予測の手法

影響要因	予測項目	予測手法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事の実施 土地の造成	工事の実施による土地の安定性への影響の程度	盛土の安定計算結果及び事業計画に基づき定性的に行う	準対象事業実施区域内	工事の実施による影響が最大となる時期

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.5-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.5-3 評価の手法

評価項目	評価手法
工事の実施による土地の安定性への影響の程度	準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

4.2.6 陸生動物

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.6-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において陸生動物に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている既存資料等の収集・整理を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.6-1 調査の手法

調査すべき情報	調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間等
重要な種の分布及び生息の状況並びに注目すべき生息地の分布の状況	<既存資料等の収集・整理> ・「生物多様性情報システム(第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査)」～「生物多様性情報システム(第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査)」(環境省生物多様性センターホームページ) ・「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(三重県、平成27年) ・「多度町史 自然」(多度町、平成7年) ・「桑名市多度力尾土地区画整理事業(工業地の造成)に係る環境影響評価書」(桑名市多度力尾土地区画整理組合設立準備委員会、平成21年) ・「桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」(桑名広域清掃事業組合、平成29年)	準対象事業実施区域及びその周囲	各既存資料における調査時期・期間
	<現地調査> ・任意観察調査(哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、昆虫類、クモ類、陸産貝類)	準対象事業実施区域及びその周囲	<現地調査> 哺乳類：夏季 鳥類：夏季、冬季 爬虫類・両生類：夏季、春季 昆虫類：夏季、春季 クモ類：夏季 陸産貝類：夏季

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.6-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において陸生動物に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.6-2 予測の手法

影響要因		予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事の実施	重機の稼働 資材の運搬 樹木の伐採・処理 土地の造成	重要な種及び注目すべき生息地への影響	分布または生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	準対象事業実施区域及びその周囲約200mの範囲* (※「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕」(平成11年11月、面整備事業環境影響評価研究会編)による)	工事の実施による生息環境への影響が最大となる時期
	施設の供用が定常状態となる時期				
施設の供用	工作物の供用・稼働				

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.6-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.6-3 評価の手法

評価項目	評価手法
重要な種及び注目すべき生息地への影響	準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

4.2.7 陸生植物

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.7-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において陸生植物に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている既存資料等の収集・整理を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.7-1 調査の手法

調査すべき情報	調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間等
重要な種及び群落の分布及び生育の状況	<既存資料等の収集・整理> ・「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(三重県、平成 27 年) ・「多度町史 自然」(多度町、平成 7 年) ・「桑名市多度力尾土地区画整理事業(工業地の造成)に係る環境影響評価書」(桑名市多度力尾土地区画整理組合設立準備委員会、平成 21 年)	準対象事業実施区域及びその周囲	各既存資料における調査時期・期間
	<現地調査> ・任意観察調査(維管束植物、蘚苔類)	準対象事業実施区域及びその周囲	<現地調査> 維管束植物 : 夏季、秋季、春季 蘚苔類 : 夏季

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.7-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において陸生植物に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.7-2 予測の手法

影響要因		予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事の実施	樹木の伐採・ 処理 土地の造成	重要な種及び 群落への影響	分布または生育環境 の改変の程度を踏ま えた事例の引用また は解析	準対象事業実施区域 及びその周囲約 200m の範囲※ (※「面整備事業環境影 響評価技術マニュアル 〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕」(平成 11 年 11 月、面整備事業環境影 響評価研究会編)によ る)	工事の実施によ る生育環境への 影響が最大とな る時期
	施設 の 供 用				施設の供用が定 常状態となる時 期

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.7-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.7-3 評価の手法

評価項目	評価手法
重要な種及び群落への影響	準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

4.2.8 水生生物

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.8-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において水生生物に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている既存資料等の収集・整理を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.8-1 調査の手法

調査すべき情報	調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間等
重要な種及び注目すべき生息地についての分布及び生息の状況	<既存資料等の収集・整理> ・「生物多様性情報システム(第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査)」～「生物多様性情報システム(第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査)」(環境省生物多様性センターホームページ) ・「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(三重県、平成27年) ・「多度町史 自然」(多度町、平成7年) ・「桑名市多度力尾土地区画整理事業(工業地の造成)に係る環境影響評価書」(桑名市多度力尾土地区画整理組合設立準備委員会、平成21年) ・「桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」(桑名広域清掃事業組合、平成29年)	準対象事業実施区域及びその周囲	各既存資料における調査時期・期間
	<現地調査> ・任意観察調査 (淡水魚類・底生生物(淡水産貝類))	準対象事業実施区域及びその周囲	<現地調査> 淡水魚類・底生生物(淡水産貝類): 夏季

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.8-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において水生生物に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている分布または生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.8-2 予測の手法

影響要因		予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事の実施	土地の造成	重要な種及び注目すべき生息地	分布または生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	準対象事業実施区域及びその周囲約 200m の範囲※ (※「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕」(平成 11 年 11 月、面整備事業環境影響評価研究会編)による)	工事の実施による生息環境への影響が最大となる時期
	工作物の供用・稼働				施設の稼働が定常状態となる時期

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.8-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.8-3 評価の手法

評価項目	評価手法
重要な種及び注目すべき生息地	準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

4.2.9 生態系

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.9-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において生態系に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている既存資料等の収集・整理を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.9-1 調査の手法

調査すべき情報	調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間等
<ul style="list-style-type: none"> 生態系の種類、構造、分布状況及び遷移状況 重要な生態系の分布とそれを構成する複数の注目種等の生態、他の動植物との関係または生息・生育環境の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料等の収集・整理 陸生動物、陸生植物及び水生生物に係る既存資料調査結果の整理及び解析 	準対象事業実施区域及びその周囲	各既存資料における調査時期・期間

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.9-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において生態系に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている注目種等についての食物連鎖上の位置、分布、生息環境または生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.9-2 予測の手法

影響要因	予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事の実施 重機の稼働 資材の運搬 樹木の伐採・処理 土地の造成	地域を特徴づける生態系への影響（上位性、典型性、特殊性注目種）	生態系の構造を明らかにしたうえで、その中の注目種等について、食物連鎖上の位置、分布、生息環境または生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	準対象事業実施区域及びその周囲約 200m の範囲※ （※「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕」（平成 11 年 11 月、面整備事業環境影響評価研究会編）による）	工事の実施による生息環境への影響が最大となる時期

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.9-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.9-3 評価の手法

評価項目	評価手法
地域を特徴づける生態系への影響(上位性、典型性、特殊性注目種)	準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

4.2.10 景 観

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.10-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において景観に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている既存資料等の収集・整理を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.10-1 調査の手法

調査すべき情報	調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間等
主要な眺望点の状況 景観資源の状況 主要な眺望景観の状況	<既存資料等の収集・整理> ・三重県景観計画 ・桑名市景観計画 ・第 3 回自然環境保全基礎調査 三重県自然環境情報図(環境庁、平成元年)	準対象事業実施区域 及びその周囲	各既存資料にお ける調査時期・ 期間
主要な眺望点の状況 主要な眺望景観の状況	<現地調査> 現地踏査及び写真撮影		<現地調査> 夏季

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.10-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において景観に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている眺望の状況及び景観資源の分布状況の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析その他の方法により、改変による変化の程度の比較を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.10-2 予測の手法

影響要因	予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
造成地の存在 工作物の存在 施設の供用	主要な眺望 景観の変化 の程度	フォトモンタージュ 法を用いた比較解析	準対象事業実施区域及 びその周囲約 3km の範 囲*の東員町を除く眺望 点 2 地点 (※「面整備事業環境影響 評価技術マニュアル〔I〕 〔II〕」(平成 11 年 11 月、 面整備事業環境影響評価研 究会編)による)	施設の稼働が定 常状態となる時 期

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.10-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.10-3 評価の手法

評価項目	評価手法
主要な眺望景観の状況	準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

4.2.11 廃棄物等

(1) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.11-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において廃棄物等に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている廃棄物等の種類ごとの発生状況、再利用の状況及び処理処分の状況の把握、事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.11-1 予測の手法

影響要因		予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事の実施	樹木の伐採・処理 廃棄物の発生・処理等	廃棄物の発生・処理状況	廃棄物等の種類ごとの発生状況、再利用の状況及び処理処分の状況の把握、事例の引用または解析	準対象事業実施区域	工事期間中
施設の供用	工作物の供用・稼働				施設の稼働が定常状態となる時期

(2) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.11-2 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.11-2 評価の手法

評価項目	評価手法
廃棄物の発生・処理状況	準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

4.2.12 温室効果ガス等

(1) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.12-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において温室効果ガス等に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出の状況の把握、事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.12-1 予測の手法

影響要因		予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・予測地点	予測対象時期等
工事の実施	重機の稼働 資材の運搬 樹木の伐採・処理	温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出状況	温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出の状況の把握、事例の引用または解析	準対象事業実施区域	工事期間中
	施設の供用				施設の稼働が定常状態となる時期

(2) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.12-2 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.12-2 評価の手法

評価項目	評価手法
温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出状況	準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。